令和４年

第７回臨時会

会　議　録

（第１号）

令和４年１１月２９日

令和４年第７回　江 差 町 議 会 臨 時 会
（第１号）

◎　期日及び場所

令和４年１１月２９日（火）　１０時００分　　江差町役場　議場

◎　議事日程

日程第１　　会議録署名議員の指名
日程第２　　会期の決定
（町長　行政報告）
日程第３　　報告第１号　　和解及び損害賠償額の決定の専決処分について
日程第４　　議案第１号　　江差町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
日程第５　　議案第２号　　江差町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
日程第６　　議案第３号　　令和４年度江差町一般会計補正予算（第１６号）について
日程第７　　議案第４号　　令和４年度江差町国民健康保健費特別会計補正予算（第３号）について
日程第８　　議案第５号　　令和４年度江差町介護保険特別会計補正予算（第２号）について
日程第９　　議案第６号　　令和４年度江差町公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）について

◎　会議に付した事件

日程第１　　会議録署名議員の指名

日程第２　　会期の決定

（町長　行政報告）

日程第３　　報告第１号　　和解及び損害賠償額の決定の専決処分について

日程第４　　議案第１号　　江差町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

日程第５　　議案第２号　　江差町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程第６　　議案第３号　　令和４年度江差町一般会計補正予算（第１６号）について

日程第７　　議案第４号　　令和４年度江差町国民健康保健費特別会計補正予算（第３号）について

日程第８　　議案第５号　　令和４年度江差町介護保険特別会計補正予算（第２号）について

日程第９　　議案第６号　　令和４年度江差町公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）について

◎　出席議員（１１名）

議長		打越東亜夫
副議長		萩原　徹
議員		飯田隆一
〃		塚本　眞
〃		室井正行
〃		西海谷　望
〃		小梅洋子
〃		小野寺　真
〃		小林くにこ
〃		出﨑太郎
〃		大門和幸

◎　欠席議員（１名）

議員		薄木晴午

◎　出席説明者

町長		照井誉之介
副町長		田畑　明
教育長		出﨑雄司
総務課長		斉藤敏己
まちづくり推進課長		尾山　徹
財政課長		岸田礼治
税務課長		西海谷　靖
町民福祉課長		畑　竜哉
健康推進課長		白鳥智子
産業振興課長		竹内　強
追分観光課長		国仙敏孝
建設水道課長		岸田雄治
高齢あんしん課長		三好泰彦
出納室長		岸田真由美
学校教育課長		長尾恵一
社会教育課長		安田克臣
総務課主幹		宮津宗介

（議会事務局）

局長		梅川年代
書記		中澤貴徳

開会　　９：５４

※ベルが鳴る

（議長）
おはようございます。
ただ今の出席議員は、１１名です。
定足数に達しておりますので、会議は成立致しました。
ただ今から、令和４年第７回江差町議会臨時会を開会致します。

（議長）
本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

（議長）
日程第１、会議録署名議員を指名致します。
会議録署名議員は、会議規則第１２９条の規定により、５番西海谷議員、６番塚本議員を指名致します。

（議長）
日程第２、会期の決定についてを議題と致します。
今臨時会の会期は、本日１日とすべき旨、議会運営委員会委員長から報告がありました。
従いまして、今臨時会の会期は、本日１日としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

（議長）
異議なしと認めます。
よって会期は、本日１日とすることに決定致しました。

（議長）
次に、町長からの行政報告の申し出がありますので、これを許可致します。
町長。

「町長」（行政報告）
新型コロナウイルスワクチン接種状況についてでございます。オミクロン対応ワクチン接種ですが、１０月１５日から開始した集団接種は現時点で９回終了致しました。オミクロン対応ワクチン接種率は全体で２５．０％であり、全道の接種率１５．４％よ

りも高くなっております。年齢別接種率等、詳細については配布資料をご参照下さい。
１１月号広報にチラシを折り込みましたが、オミクロン対応ワクチン接種の接種間隔が３か月に短縮されたことを受けて、１２月の接種日程までに接種間隔が３か月を経過している方には、緑色の接種券を発送致しました。６０歳以上の方は接種日時を指定してご案内をしておりますので、接種日時が来年１月の方の接種券はこれから送付となりますが、１２月中にはすべてご案内できるよう準備しております。
１月の接種日程は配布資料のとおりでございまして、１２月号広報の折り込みチラシで町民の皆様に周知致します。
次に、生後６か月から４歳児の乳幼児ワクチン接種についてです。江差保健所が奥尻町を除く南檜山４町の接種対象者数等を取りまとめし、道立江差病院と協議を重ねておりましたが、道立江差病院小児科で広域接種として接種体制を構築することができました。１２月１２日からの接種日程でございまして、既に対象者にはご案内を送付し、接種希望者の取りまとめを行っております。
最後に、寄附採納についてご報告申し上げます。令和４年１０月１８日、函館市若松町２番地５、明治安田生命保険相互会社、函館支社長 石桁 健司（いしけた けんじ）様より、現金４１万３，５００円のご寄附がございました。同社におきましては、従業員と会社が応援したい自治体へ寄附を行う、私の地元応援募金という取り組みをされておりまして、江差町におきましては、令和２年から毎年ご寄附を頂いているところであります。ご寄附頂いた現金につきましては、町民の健康増進のために活用させて頂きます。
以上、ご寄付がありましたことをご報告申し上げますとともに、改めてご厚志に厚くお礼申し上げます。

（議長）
以上で、行政報告が終わりました。

（議長）
日程第３、報告第１号、和解及び損害賠償額の決定の専決処分についてを議題と致します。
提案理由の説明を求めます。
町長。

「町長」（提案説明）
報告第１号、和解及び損害賠償額の決定の専決処分についてでございます。
地方自治法第１８０条第１項に規定する、議会の委任による議決事件について、令和４年１０月１４日をもって専決処分致しましたので、同条第２項の規定により報告するものでございます。
具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、宜しくお願い致します。

（議長）
追分観光課長。

「追分観光課長」（補足説明）
おはようございます。（「おはようございます。」）
それでは、和解及び損害賠償額の決定について、ご説明申し上げます。議案書の２ページをお開き下さい。
当事者は、甲が江差町長、乙がＡ氏でございます。事案の概要でございますが、令和４年９月９日、午前１０時５０分頃、町所有の小型ダンプにおいて、江差追分全国大会幟（のぼり）設置作業中に積載していた旗竿が反対車線に一時停止しておりました乙所有の車両に直撃し、損傷を与えたものでございます。
この事案に起因する損害につきましては、甲の責任において、補修することで交渉を進め、和解することで合意を得たものでございます。
和解の概要でございますが、車両の補修に係る費用が１８万３９円であることを確認し、町が加入しております自動車損害共済保険により、補修費全額を支払ったものでございます。
また、甲及び乙は本件につきまして、今後、どのような事情が生じても如何なる名目を問わず、各自相手方に対しまして、何ら請求しないことを確認したところでございます。今後作業に当たりましては、注意喚起含め安全対策の徹底に努めて参りますので、宜しくお願いします。
以上です。

（議長）
以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。
質疑希望ありませんか。

（「なし」の声）

（議長）
質疑希望ありませんので、報告第１号については、以上で終わります。

（議長）
日程第４、議案第１号、江差特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について及び、日程第５、議案第２号、江差町職員の給与に関する条例の部を改正する条例については、関連がありますので一括議題と致します。
提案理由の説明を求めます。
町長。

「町長」（提案説明）

ただいま一括上程となりました、議案第１号、江差町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、議案第２号、江差町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

令和４年の人事院勧告に基づき、関係する条例の一部を改正するものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

（議長）

総務課長。

「総務課長」（補足説明）

おはようございます。（「おはようございます。の声」）

まず、資料に誤りがありましたことにお詫び申し上げます。

資料１ページの人事院勧告に基づく給与改定等の概要でございますけれども、再任用職員の表の令和５年度以降の勤勉手当と合計の欄のカッコ書きの数値が誤っておりました。大変申し訳ございませんでした。

それでは、議案の内容を説明させて頂きます。

まず、議案につきましては、特別職給与条例が議案書の４ページ、一般職の給与条例が６ページから９ページまでなってございます。資料は、１ページの概要と２ページからの新旧対照表でございます。資料１ページ、給与改定の概要でご説明申し上げます。

内容と致しましては人事院勧告に基づく給与の改定でございまして、給料と勤勉手当が改定となったものでございます。給料の改定の内容でございますけれども、一般職のおおよそ３０代中盤までの若年層職員の給料月額を引き上げるもので、平均改定率は０．３％となっております。

次に、勤勉手当の改定でございますが、一般職の年間支給月数を０．１月分、再任用職員の年間支給月数を０．０５月分を引き上げるもので、６月支給、１２月支給の月数のそれぞれ職員は０．０５月、再任用職員は０．０２５月、引き上げるものでございます。

なお、本年度につきましては既に６月分は、支給されておりますので、１２月支給分で０．１月、０．０５月、引き上げることとしてございます。

また、町長、副町長、教育長の期末手当におきましては、一般職の期末手当、勤勉手当の合算とされておりますので、同様に０．１月分引き上げることとしてございます。

施行日につきましては、特別職の条例につきましては本年１２月１日から、一般職、再任用職員につきましては、交付の日から施行し、給料に関する条項については、本年４月１日からの適用、手当に関する条項については１２月１日からの適用としてございます。

なお、この改定に係る人権費の増減につきましては、特別会計も併せまして、補正予算案を提案させて頂いておりますので、宜しくお願い致します。

以上、簡潔でございますが、説明を終わります。宜しくお願い致します。

（議長）
以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。
質疑希望ありませんか。

（「なし」の声）

（議長）
質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。
お諮りします。本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

（議長）
異議なしと認め、直ちに採決致します。
議案第１号、江差特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（議長）
挙手、全員であります。
よって、議案第１号については、原案のとおり可決されました。

（議長）
次に、議案第２号、江差町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（議長）
挙手、全員であります。
よって、議案第２号については、原案のとおり可決されました。

（議長）
日程第６、議案第３号、令和４年度江差町一般会計補正予算（第１６号）についてを議題と致します。
提案理由の説明を求めます。
町長。

「町長」（提案説明）
議案第３号､令和４年度江差町一般会計補正予算(第１６号)についてでございます。
今回の補正につきましては、令和４年人事院勧告に基づく人件費の補正のほか、不要

額が見込まれる事業の減額補正など、２５事業に係る経費の補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額から、それぞれ９５０万８千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、６２億9,０３５万３千円とするものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

（議長）

財政課長。

「財政課長」（補足説明）

議案書１２、１３ページの補正予算構成表により、ご説明致します。

まず、一般事業補正６事業のうち、人件費に関わる５事業です。人事院勧告等に基づく補正を行うもので、職員人件費等４２８万９千円、会計年度任用職員人件費等６０６万４千円、国民健康保険費特別会計操出３万３千円、介護保険特別会計操出金８１万１千円、及び公共下水道事業特別会計操出金８万５千円となってございます。

続いて、令和３年度子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金返還３７３万円につきましては、事業費の精算に伴い国へ返還するものでございます。

一般事業補正６事業の合計額は、１,５０１万２千円、全額一般財源となってございます。

続いて、減額補正です。事業の中止や完了執行状況等を踏まえ、不用額が見込まれるものですが、主な事業についてご説明致します。

まず、檜山ニシン海中中間育成施設整備です。事業主体のひやま漁業協同組合の負担額が決定されたことに伴い、町負担金が減額となるものです。金額は３３万円、全額一般財源です。

続いて、藻場干潟等保全活用支援は、江差地区藻場保全活動組織が令和４年度以降の活動を中止することになりましたことから、対策協議会への負担金８３万７千円を減額するものです。全額一般財源となっております。

続いて、産業資金貸付事業です。貸付団体のうち、１団体が後期分の貸付申請を行わなかったことから、６００万円を減額するものです。財源はその他特定財源です。

続いて、行政組合分担金（常備消防費）です。令和４年度に予定しておりました職員採用１名の不採用による減額、３８４万９千円と令和３年人事院勧告により、本年６月に期末手当を減額支給したことによる減額分９２万１千円の合計４７７万円が減額となりますが、令和４年人事院勧告により、給料等の増額が２１８万７千円となりますことから、減額分と増額分の合計額２５８万３千円を減額するものです。財源は、全額一般財源です。

続きまして、学校給食費助成小学校２７８万３千円と、同じく中学校の１７６万４千円の減額です。当初予算において、保護者負担の一定割合を助成することとして、年間分を計上しておりましたが、本年８月から給食費が無償化となりましたことから、本事業に関わる８月以降分を減額するものです。財源はその他特定財源と一般財源です。

続きまして、文化会館東側屋上防水改修です。事業完了に伴い３９０万円を減額するものです。全額地方債です。これら１９事業の減額補正額は、２，４５２万円です。

以上、一般会計補正予算第１６号の合計額は、９５０万８千円の減額、財源内訳はご覧のとおりとなっております。

続きまして、議案書１７ページの第２表地方債補正をご覧下さい。先程、減額補正する旨を説明しました文化会館東側屋上防水改修に関して、限度額を減額しております。その他、記載の方向等については、変更ございません。

以上を持ちまして、説明を終わります。宜しくお願い致します。

（議長）

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

（「なし」の声）

（議長）

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

（議長）

ご異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第３号、令和４年度江差町一般会計補正予算（第１６号）について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（議長）

挙手、全員であります。

よって、議案第３号については、原案のとおり可決されました。

（議長）

日程第７、議案第４号、令和４年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算（第３号）についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

「町長」（提案理由）

議案第４号、令和４年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算（第３号）について

でございます。
　今回の補正につきましては、令和４年人事院勧告に基づく人件費の補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額に、それぞれ３万３千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、８億１，６９１万２千円とするものでございます。
　具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

（議長）
　健康推進課長。

「健康推進課長」（補足説明）
　おはようございます。(「おはようございます」の声)
　それでは、補足説明致します。議案書３７ページ、補正予算構成表をお開き下さい。人事異動及び人事院勧告に基づき、特別会計で支弁する人件費の補正を行うものでございまして、補正額は、職員人件費等で１９万９千円の減額、会計年度任用職員人件費等で２３万２千円の増額、合計３万３千円の増額で、財源は全額一般会計繰入金となります。
　ご審議方、宜しくお願い致します。

（議長）
　以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。
　質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

（議長）
　他に質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。
　お諮りします。本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

（議長）
　異議なしと認め、直ちに採決致します。

（議長）
　議案第４号､令和４年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算(第３号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（議長）

挙手、全員であります。

よって、議案第４号については、原案のとおり可決されました。

（議長）

日程第８、議案第５号、令和４年度江差町介護保険特別会計補正予算（第２号）についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

「町長」（提案理由）

議案第５号、令和４年度江差町介護保険特別会計補正予算（第２号）についてでございます。

今回の補正につきましては、令和４年人事院勧告に基づく人件費の補正をお願いするものでございまして、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ、８１万１千円を追加し、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、１２億７，１３７万６千円とするものでございます。

これによりまして、介護保険特別会計の歳入歳出予算の総額は、サービス事業勘定と併せまして歳入歳出それぞれ、１２億７，６６２万８千円となるものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

（議長）

はい。高齢あんしん課長。

「高齢あんしん課長」（補足説明）

それでは、補足説明致します。

議案書５１ページの予算構成表をお開き下さい。人事異動及び人事院勧告に基づき特別会計で支弁する人件費の補正を行うものでございまして、職員人件費で１０６万円、会計年度任用職員人件費で２４万９千円減、合計額補正額は８１万１千円、財源は全額一般会計繰入金となります。

以上です。宜しくお願い致します。

（議長）

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

（「なし」の声）

（議長）
質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。
お諮りします。本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

（議長）
異議なしと認め、直ちに採決致します。

（議長）
議案第５号、令和４年度江差町介護保険特別会計補正予算（第２号）について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（議長）
挙手、全員であります。
よって、議案第５号については、原案のとおり可決されました。

（議長）
日程第９、議案第６号、令和４年度江差町公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）についてを議題と致します。
提案理由の説明を求めます。
町長。

「町長」（提案理由）
議案第６号、令和４年度江差町公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）についてでございます。
今回の補正につきましては、令和４年人事院勧告に基づく人件費の補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ８万５千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、４億４，９３４万６千円とするものでございます。
具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

（議長）
はい。建設水道課長。

「建設水道課長」（補足説明）
おはようございます。（「おはようございます」の声）
それでは、私の方から補足説明申し上げます。議案書の６７ページ予算構成表をお開

き下さい。
　公共下水道事業特別会計につきましても同様に、人事院勧告に基づき、特別会計で支弁する人件費の補正を行うものでございまして、職員人件費等８万５千円を増額するものでございます。
　財源内訳につきましては、全額一般会計繰入金となるものでございます。
　以上が説明となりますので、宜しくお願い申し上げます。

（議長）
　以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑希望ありませんか。

（「なし」の声）

（議長）
　質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。
　お諮りします。本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

（議長）
　異議なしと認め、直ちに採決致します。

（議長）
　議案第６号、令和４年度江差町公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（議長）
　挙手、全員であります。
　よって、議案第６号については、原案のとおり可決されました。

（議長）
　以上で、今臨時会に付議された事件については、すべて議了致しました。
　これで会議を閉じます。
　令和４年、第７回江差町議会臨時会を閉会致します。
　皆さん、大変ご苦労さんでした。ありがとうございます。

閉会　１０時１９分

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

北 海 道 檜 山 郡 江 差 町 議 会

議　　長

署名議員

署名議員